

施策マネジメントシート1 (27年度目標達成度評価)

作成日 平成 28 年 7 月 13 日  
更新日 平成 28 年 7 月 22 日

総合計画体系	政策No.	4	政策名	みんなで元気に笑顔あふれるまちづくり	施策統括部	教育部	部長名	安武 祐次
	施策No.	23	施策名	人権が尊重される社会づくり	施策主管課	人権啓発教育課	課長名	三苫 幸浩
					関係課	総務課、福祉課、子育て支援課、高齢者支援課		

1 施策の目的と指標 **新政策 III 教育の健康** 施策 12 **人権が尊重される社会づくり**

① 対象(誰、何を対象としているのか) \* 人や自然資源等  
市民、市外からの通勤、通学者

② 意図(対象がどのような状態になれば良いのか)  
人権が尊重されている

③ 対象指標(対象の大きさを表す指標) \* 数字は記入しない

名称	単位
A 人口	人
B	
C	

④ 成果指標(意図の達成度を表す指標) \* 数字は記入しない

名称	単位
A 過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合	%
B	
C	
D	
E	
F	

成果指標の測定企画(実際にどのように実績値を把握するか)

A:市民意識調査にて把握。  
1. 設問「あなたは、過去1年間で自分の人権が侵害されたと感じたことがありますか？」  
選択肢 ①ある ②ない ※人権侵害とは同和問題、ハンセン病問題、男女差別、児童・高齢者・障がい者虐待、DV、セクハラ、パワハラ、いじめ等を指します。  
2. 1で①あると答えた方にお尋ねします。それはどのような場合ですか。差し支えなければお聞かせください。あてはまるものに○印をつけてください。(複数回答可) 選択肢:①同和問題 ②ハンセン病問題 ③男女差別 ④児童、高齢者、障がい者等 ⑤DV⑥セクハラ ⑦いじめ ⑧プライバシーの侵害 ⑨その他

2 指標等の推移

指標名	単位	数値区分	21年度現状値	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
対象指標	A 人	見込み値		56,281	56,829	57,377	57,925	58,474	
		実績値		56,638	57,367			60,008	
成果指標	A %	成り行き値		13.4	13.4	13.4	13.4	13.4	
		目標値		13.2	13.1	13.0	12.9	12.8	
		実績値	13.4	11.1	10.9	11.1	11.7	11.6	
	B	成り行き値							
		目標値							
		実績値							
	C	成り行き値							
		目標値							
		実績値							
	D	成り行き値							
		目標値							
		実績値							
E	成り行き値								
	目標値								
	実績値								
F	成り行き値								
	目標値								
	実績値								
事務事業数				45	45	46	43	41	
施策コスト	事業費	国庫支出金	千円	135	31	76	3	0	
		都道府県支出金	千円	6,764	9,707	3,175	4,119	5,114	
		地方債	千円	0	0	0	0	0	
		その他	千円	74	143	229	114	159	
		繰入金	千円	0	0	0	1	0	
		一般財源	千円	26,051	28,974	29,528	27,038	30,132	
		事業費計(A)	千円	33,024	38,855	33,008	31,275	35,405	
	(A)のうち指定経費	千円	9,532	9,584	9,550	9,628	9,652		
	(A)のうち時間外、特殊勤務手当	千円	241	169	99	181	152		
	人件費	延べ業務時間	時間	10,447	9,757	10,208	8,371	8,870	
人件費計(B)		千円	42,159	39,715	40,669	34,078	32,934		
トータルコスト(A)+(B)		千円	75,183	78,570	73,677	65,353	68,339		

基本計画期間における施策の目標設定とその根拠(水準の理由と前提条件)

過去1年間で「人権侵害を受けたと思っている人の割合」について、成り行き値は、過去4年間の実績を踏まえて、過去4年間の平均値である13.4%で推移すると考え、平成27年度で13.4%と設定した。第1期に引き続き、研修、学習会等による人権啓発活動の推進、「人権教育推進協議会」各加入団体による啓発の推進、人権相談体制の充実により、人権問題への理解が深まると考え、目標値を平成27年度で12.8%と設定した。

基本計画期間における施策の方針

①人権教育・啓発基本計画に基づき、人権を尊重する意識を高揚し、人権問題(同和問題、ハンセン病問題、女性・子ども・高齢者・障がい者・性的少数者等)に関する問題などの解消を引き続き図る。  
②すべての市民が人権問題を自らの問題として認識し、解決に向けて行動する。

## 施策マネジメントシート2(27年度目標達成度評価)

人権が尊重される社会づくり

### 3 施策の特性・状況変化・住民意見等

【1】この施策の役割分担をどう考えるか(協働による住民と行政の役割分担)

ア)住民(事業所、地域、団体)の役割(住民が自助でやるべきこと、地域やコミュニティが共助でやるべきこと、行政と協働でやるべきこと)

- ・市民は、人権について理解を深め、人権を尊重する。近隣住民とのコミュニケーションを図る。
- ・事業所は、ひとりひとりの人権を尊重し、人権について理解を深めるための学習機会を設ける。
- ・事業所は、相談窓口等の人権を尊重するための仕組みを整備する。
- ・地域・団体は、人権意識を高めるために、継続的な人権学習に取り組む。
- ・事業所、地域、団体は、女性の役職登用を進める。
- ・事業所は、男女が共に働きやすい職場づくりに努める。
- ・市民、地域、団体は、男だから、女だからという旧来からの固定的な意識や考えを見直す。

イ)行政の役割(市がやるべきこと、県がやるべきこと、国がやるべきこと)

- ・国、県、市は、市民への啓発を進める。
- ・市は、社会教育、学校教育での人権学習機会、交流機会を提供する。
- ・国、県、市は、人権相談の充実を図る。
- ・市は、人権学習を行なう地域・団体への活動を支援する。
- ・市は、児童相談所、警察、民生委員、学校その他関係機関との連携による虐待防止対策にさらに取り組む。

【2】施策を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)は今後どのように変化するか?(平成27年度を見越して)

- ・平成20年4月に人権教育・啓発基本計画が策定され、27年3月に改定された。今後、計画に基づく研修会や学習会等を通して、人権問題に対する認識が深まっていくと考えられる。
- ・平成20年11月に実施された「ハンセン病市民意識調査結果」では、恵楓園の認識度が低いとの報告がなされている。
- ・ハンセン病問題基本法が平成20年6月に成立した。
- ・平成21年10月、恵楓園将来構想検討委員会で将来構想を策定した。
- ・他地域からの転入により人口が増える中で、人権に関する意識も多様になってくると考えられる。
- ・インターネットの普及に伴い、ネット上での誹謗中傷などの人権侵害が増えているが、今後も増加すると考えられる。

【3】この施策に対して住民(対象者、納税者、関係者)、議会からどんな意見や要望が寄せられているか?

- ・市民から、同和問題に関して、差別解消に向かってはいるが、土地差別調査問題が発生するなど、まだまだ差別意識が残っているという声がある。
- ・市民から、ハンセン病問題についての啓発活動を更に推進して、より多くの市民がハンセン病問題についての正しい認識を持ってほしいという意見がある。
- ・議会では、人権啓発運動団体活動補助金についての一般質問があった。

【平成27年度の施策評価(26年度振り返り)における議会意見】

1. 種々の人権侵害事例を10分前後にまとめたDVDを作製し、いろいろな会合の中で、その場にあった「1件」を見るなど、さらなる啓発活動に努めること

2. ハンセン病問題の啓発強化として、昨年作成したDVDを活用すること

【平成27年度の施策評価(26年度振り返り)における総合政策審議会意見】

1. 引き続き、人に思いやりの心が持てるよう、年少期から学習できる環境の整備に努めること。

2. 家庭教育・地域教育の更なる推進を図るための研修機会の充実と啓発に努めること。

### 4 施策の評価

【1】施策の目標達成度(27年度目標と実績との比較)

A → ○【過去1年間で人権侵害を受けたと思っている人の割合】

: 目標値の12.8%に対し実績値は11.6%となり、目標を達成できた。

※左記の背景として考えられること(根拠となる実績値、判断理由など)

A:啓発の成果として、一人ひとりの人権を大切にしようという市民の人権意識の高まりにより、目標は達成できた。今後も啓発行事の内容や周知方法、出前人権講座や啓発資料の作成などを工夫していく。

※○:目標達成 △:目標をほぼ達成(-5%) ×:目標を未達成

【2】施策の振り返り(施策の方針、経営方針の達成度等)

(1)平成27年度の経営方針である、

①『「合志市人権教育・啓発基本計画」に基づき、効果的な人権教育・啓発を推進する。』については、行政、学校、企業、民間団体、家庭や地域などに対して、各種大会・研修会をはじめ、様々な場や機会を通して人権教育・啓発の取り組みを推進した。

②『「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、国・県及び関係各課と連携を図り、教育・啓発を推進する。』については、ハンセン病問題啓発講演会や啓発パネルの展示、市広報による啓発、啓発資料の配付等と併せて、市で制作した「ハンセン病問題に関する教育啓発DVD」を有効に利用した結果、啓発の推進につながった。

③『「男女共同参画推進計画」に基づき教育・啓発を推進する。』については、平成23年度策定した平成24年度から28年度までの5年間で期間となっている第2次「合志市男女共同参画推進行動計画」に基づき、現状改善や意識の高揚・浸透を図るため市民への啓発を進めた。また、合志市男女共同参画推進懇話会会議において啓発講座や啓発パンフレットの内容を検討し、より市民の立場にたった啓発活動に取り組んだ。

④『インターネットによるいじめや人権侵害に関する教育・啓発と併せて、情報モラル教育を推進する。』については、会議等を通して各学校へ周知し、いじめ等が起こらないよう注意・喚起を行うとともに、市民への啓発としては広報・リーフレットを配布し周知した。

(2)事務事業貢献度評価の結果では、平成27年度施策の成果を向上させるために最も貢献した事務事業として、ハンセン病啓発事業、人権・同和教育推進教材整備事業、人権フェスティバル開催事業、男女共同参画まちづくり講座事業があげられ、貢献した事務事業には、人権・社会教育指導員配置事業、地域人権教育指導員配置事業、男女共同参画推進行動計画策定事業があげられた。

**【3】 施策の課題(基本計画期間を見据えて、どのような課題を解決していかなければならないか)**

- ・研修会、学習会等を通じた市民一人ひとりの人権意識の向上を図る。
- ・関係団体との連携促進と、人権教育・啓発の推進。
- ・人権教育・啓発基本計画に基づいた、一つひとつの課題を今後も啓発等を通して認識を深めていく。
- ・恵楓園の将来構想に基づく市民への学習機会の提供を図る。

**5 施策の27年度結果に対する審査結果**

**① 政策推進本部での指摘事項(施策目標達成度評価結果報告を受けて・・・平成28年7月26日)**

- ・女性活躍推進法、並びに障害者差別解消法に基づく新たな取り組みが必要。
- ・行政の責務として人権教育・啓発を行なっていくことが必要。
- ・ハンセン病問題については、国・県・市で連携を図り、人権教育・啓発を行なっていくことが必要。

**② 総合政策審議会での指摘事項(平成28年8月9日、17日、24日まとめ)**

- ・引き続き、家庭教育・地域教育の更なる充実を図るため、年少期から学習できる環境の整備に努めること。
- ・研修機会の更なる充実と啓発を行い、参画させる仕組みを検討すること。

**③ 議会の行政評価における指摘事項(平成28年9月23日)**

- ・人権意識を高める啓発として、パワハラ、セクハラ、男女同権について「気づきに役立つ」学ぶ場の提供を図ること。
- ・ハンセン病問題の啓発強化として、一昨年作成したDVDの更なる利用を図ること。

**6 次年度に向けた取り組み方針**

**● 政策推進本部 平成29年度合志市経営方針(平成28年10月3日)**

1. 人権尊重についての理解を深めるため「合志市人権教育・啓発基本計画」に基づき、あらゆる機会を通じた効果的な人権教育・啓発を推進する。
2. 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」に基づき、国・県と連携を図ると共に市で作成したDVD等を有効に利用して、更なる人権教育・啓発に努める。
3. 人権教育推進協議会の各部会活動を充実させ、幼年期から高齢者まで一貫した人権教育・啓発に努める。
4. 「第3次男女共同参画推進計画」に基づき男女の差別のない社会づくりに向けた啓発を推進する。